

昭島市新型インフルエンザ等対策行動計画

平 成 27 年 12 月

昭 島 市

目 次

はじめに	1
第1章 基本的な方針	3
1 計画の基本的な考え方	3
2 対策の目的	4
3 被害想定	5
4 発生段階の考え方	6
5 対策実施上の留意点	8
第2章 国、都及び市の役割	10
1 基本的な責務	10
2 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制	13
第3章 対策の基本項目	17
1 サーベイランス・情報収集	17
2 情報提供・共有	17
3 市民相談	22
4 感染拡大防止	23
5 予防接種	25
6 医療	28
7 市民生活及び経済活動の安定の確保	29
8 市機能の維持	32
第4章 各段階における対策	36
1 未発生期	36
2 海外発生期	40
3 国内発生早期(都内未発生)	44
4 都内発生早期	47
5 都内感染期	51
6 小康期	57
[資料編]	59
用語解説	60

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。

もし、これらが発生した場合には、国家的な危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、こうした背景のもと、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関（指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。以下同じ。）、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等への対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成 17 年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成 20 年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成 21 年 2 月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年 4 月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生して世界的大流行となり、我が国でも発生後 1 年余りで約 2 千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は 1.8 万人、平成 22 年 9 月末現在で死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。また、この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成 24 年 5 月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至った。

3 国及び東京都の行動計画の策定

平成 25 年 6 月、国においては、特措法第 6 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が策定する行動計画の基準となるべき事項を定めた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」が策定された。

東京都（以下「都」という。）においては、平成 25 年 4 月に特措法が施行され、政府行動計画が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、都が既に策定してきた行動計画等の一本化を図り、特措法第 7 条の規定に基づき、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「東京都行動計画」という。）」を策定した。

政府行動計画及び東京都行動計画は、新型インフルエンザ等対策の基本的な方針や実施すべき対策を示すとともに、市区町村がその行動計画を策定する際の基準となるべき事項を定めている。また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すという性格を有している。

4 昭島市の行動計画の策定

昭島市（以下「市」という。）では、平成 25 年 4 月に特措法が施行されたことに伴い、政府行動計画や東京都行動計画が新たに策定されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、特措法第 8 条の市町村行動計画として、「昭島市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本行動計画」という。）」を策定し、市の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針を示すものとする。

なお、本行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、適時適切に見直しを行うものとする。

第1章 基本的な方針

1 計画の基本的な考え方

(1) 根拠

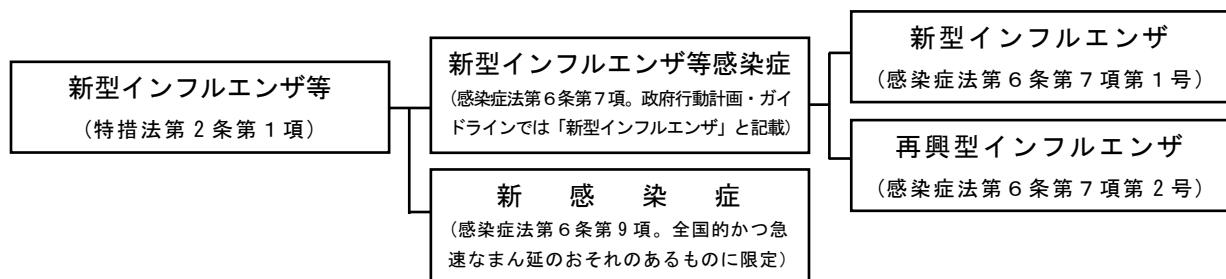
本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

(2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

＜新型インフルエンザ等の範囲＞



(3) 計画の基本的な考え方

本行動計画は、政府行動計画及び東京都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、国、都、市、指定（地方）公共機関、医療機関、事業者及び市民の役割を示し、市における新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

加えて、市の地理的な条件、社会的状況、医療体制などを考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。

(4) 計画の推進

本行動計画には、国及び都の動向を踏まえ新型インフルエンザ等に関する最新の科学的情な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から教育・訓練の実施などを通じて対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

(5) 計画の改定

本行動計画の改定に当たっては、学識経験者、医療関係団体等に意見を聴き、行う。

(6) 定義

本行動計画において使用する用語の意義は、特措法において使用する用語の例によるものとする。

2 対策の目的

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

こうしたことから、対策の基本的な目的を次の2点とする。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 2 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

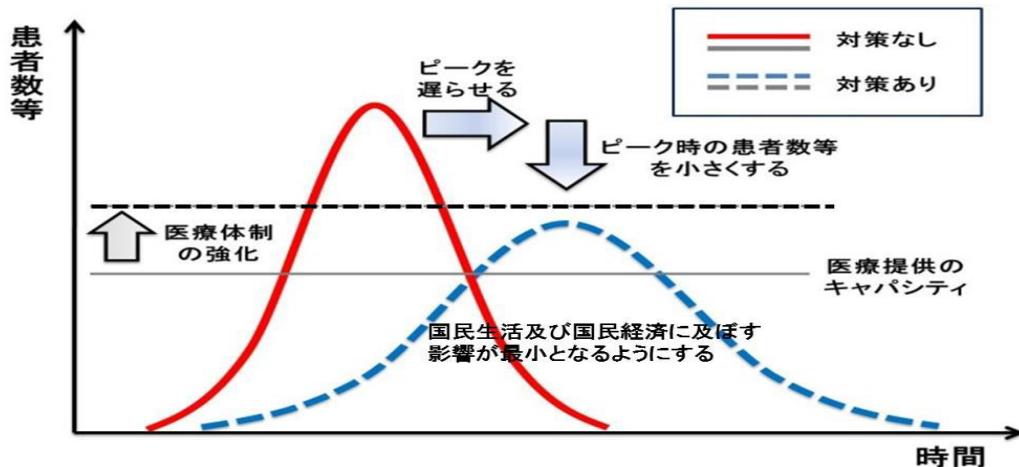
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくて医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死者数を減らす。

(2) 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ア 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- イ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の効果概念図＞



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）

3 被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討するものとする。

被害想定については、人口の集中する東京の特性を考慮し、都民の約30%が罹患するものとした東京都行動計画の想定を東京都行動計画の想定に準じて、流行予測を行った。

社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されている。

想定の内容は、都及び市の被害想定のとおりである。

＜被害想定算出のための前提となる事項等＞

- 健康被害の数値については、市民の全人口の約30%が罹患するものとして流行予測を行い、罹患した患者が全て医療機関を受診するものと仮定した。
- ピーク時の健康被害の数値に関しては、都の想定に基づき、都の人口に占める市の人ロ比率から算出した。
- 入院患者数は、国が患者調査から試算した「入院患者：外来患者」の比率を参考に、死亡割合はアメリカでのアジアかぜの死亡率を参考に算出している。
- 1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定して算定した。

(都及び市の被害想定) 「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」及び「昭島市住民基本台帳世帯と人口」平成25年1月1日現在

被害想定		東京都(仮定人口約1261万人)	昭島市(仮定人口約11万2,000人)
流行予測による健康被害	患者数	3,785,000人	33,620人
	外来受診者数	3,785,000人	33,620人
	入院患者数	291,200人	2,560人
	インフルエンザ関連死者数 ※	14,100人	130人
流行予測によるピーク時の健康被害	1日新規外来患者数	49,300人	440人
	1日最大患者数	373,200人	3,320人
	1日新規入院患者数	3,800人	30人

※ インフルエンザ関連死者数

インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死者も含めた統計。インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画の区分に合わせて設定された東京都行動計画の6区分のとおり、未発生期、海外発生期、国内発生早期（地域未発生期）、都内発生早期（地域発生早期）、都内感染期及び小康期とする。（（）内は政府行動計画の区分名称）

また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なる。このため、「都内感染期」をさらに3つのステージに区分し、きめ細かい医療提供体制を整備する。

都における発生段階の移行については、都対策本部長（東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）の本部長（知事）を言う。以下同じ。）が必要に応じて国と協議し、決定する。市は、これを受けて市の発生段階を移行するものとする。

なお、政府対策本部が都を対象に緊急事態宣言をした場合には、都対策本部において、緊急事態宣言下で実施する措置を決定する。これを受け、市は直ちに対策本部を設置し、緊急事態宣言下で実施する措置を決定する。

<新型インフルエンザ等の発生段階>

(昭島市行動計画における発生段階の区分)

政府行動計画		都行動計画	市行動計画	状 態		
国	地方					
	未発生期	未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態		
	海外発生期	海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
国内 発生 早期	地域 未発生期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態		
	地域 発生 早期	都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		
	地域 感染 期	都 内 感 染 期	<医療体制> 第1ステージ (通常の院内体制)	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態	
			<医療体制> 第2ステージ (院内体制の強化)		流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし、入院サービスバランス等の結果から入院患者が急増している状態	
<医療体制> 第3ステージ (緊急体制)			流行注意報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サービスバランス等の結果から病床がひっ迫している状態			
小康期		小康期			新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

※ 流行注意報発令レベル、流行警報発令レベルの設定は、現行の季節性インフルエンザの流行期と同様の設定である。

5 対策実施上の留意点

国、都、区市町村及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、市内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、感染拡大防止に係る入院措置や国の緊急事態宣言（特措法第32条に基づき行う新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）が行われた場合に行う特措法第46条に基づく住民接種の実施や、市民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 市対策の適切な推進

ア 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じうることができるよう制度設計されている。

しかしながら、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ることに留意する。

イ 柔軟な対応

新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、さまざまな病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう柔軟に対策を講ずる。

また、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意する。

ウ 対策の決定

新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画で記載するもののうちから、実施すべき対策が決定される。そして、都ではこれらの対策を踏まえて、都が実施すべき対策が決定される。市としては、それらの内容に基づき、市が実施すべき対策を決定する。

エ 対策の見直し

国においては、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている

場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するとともに、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととしている。そして、都ではそれらを踏まえた対策の見直しを行う。市としては、それらの内容に基づき、市が行う対策の見直しを行う。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

市対策本部においては、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。市対策本部長（市対策本部の本部長（市長）をいう。以下同じ。）は、必要に応じ、都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請するものとする。

第2章 国、都及び市の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、区市町村、医療機関、事業者、市民等、各主体が一体となり、互いに協力してそれぞれの役割を果たし、感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び経済活動を維持しなければならない。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関及び指定地方行政機関（以下「指定（地方）行政機関」という。）は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 都

平常時には、東京都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など東京都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 市

平常時には、本行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

また、感染規模が拡大するような都内感染期においても、市の危機管理体制を維持し業務を継続することが可能となるように、各部署に感染症業務継続計画（新型インフルエンザ等の

発生時に、継続すべき優先業務や、優先業務を継続するための執務環境の確保などを取りまとめた計画。以下「感染症B C P」という。) や対応マニュアルを整備し、その周知・徹底を図る。

発生時には、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、本行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関と連携して、新型インフルエンザ等の対策を総合的に推進する。また、対策の実施に当たっては、都や近隣の市町村と緊密な連携を図るとともに、友好都市や災害時協力関係にある自治体とも連携を図っていくこととする。

(4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の医療機関が連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

(5) 指定（地方）行政機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び市と相互に連携協力し、市民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、市等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や市等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 市民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や市等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹患が

疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努める。

2 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制

特措法においては、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、直ちに市対策本部を設置するものとされている。このため市では、特措法に定めるもののほか、市対策本部について必要な事項を定めるため、昭島市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年昭島市条例第6号）を制定し、市における実施体制を整備した。市対策本部は、特措法及び同条例に基づき、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、市対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関し必要があると認めるときは、都対策本部長に対して必要な要請を行うものとする。

（1）市対策本部

ア 組織及び職員

- ① 本部長は市長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ② 副本部長は副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- ③ 本部長の職務を代理する副市長及び教育長の順序は、副市長（総括）、副市長（特命）、教育長の順とする。
- ④ 本部員は、消防団長及び本部を構成する部の部長、並びに昭島消防署長又はその指名する消防吏員をもって充てる。
- ⑤ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が市の職員から任命する。

イ 部の設置

- ① 市対策本部に対策部を置く。
- ② 各対策部の分掌事務は、（3）市対策本部各対策部の分掌事務のとおりとする。

ウ 市対策本部会議

- ① 本部長は必要に応じ本部の会議を招集する。
- ② 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を市対策本部の会議に出席させることができる。

（2）昭島市新型インフルエンザ等庁内対策会議

ア 海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認されたときは、政府対策本部や都対策本部が設置されない場合であっても、必要に応じ、昭島市新型インフルエンザ等庁内対策会議（以下「庁内対策会議」という。）を開催し、情報の共有を図るとともに、対策の準備に当たるものとする。

イ 庁内対策会議の委員長は、副市長（総括）をもって充て、副委員長は、副市長（特命）をもって充てる。

ウ 委員は、企画部長、総務部長、市民部長、保健福祉部長、子ども家庭部長、環境部長、都市整備部長、都市計画部長、都市計画部区画整理担当部長、会計管理者、水道部長、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長をもって充てる。

<新型インフルエンザ等対策における危機管理体制>



(3) 市対策本部各対策部の分掌事務

部 の 名 称	分 掌 事 務
企画対策部 (企画部・会計管理者・選挙管理委員会事務局・監査事務局)	<ul style="list-style-type: none"> 1 広報及び広聴に関すること。 2 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 3 新型インフルエンザ等の対策の総合調整に関すること。 4 国、都等との連絡調整（保健医療分野を除く。）に関すること。 5 新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関すること。 6 昭島市財務会計システムの維持に関すること。 7 新型インフルエンザ等の対策等に必要な現金及び物品の出納及び保管に関すること。 8 支払資金の把握及び確保に関すること。 9 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。 10 その他特命に関すること。
総務対策部 (総務部)	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部の庶務に関すること。 2 本部運営に係る連絡調整に関すること。 3 情報等の収集及び提供に関すること。 4 相談体制の整備、調整及び運営に関すること。 5 総合相談窓口（コールセンター）の設置に関すること。 6 社会活動及び事業活動の自粛の要請又は指示に関する総括に関すること。 7 職員の感染予防等に関すること。 8 職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関すること。 9 職員の勤員及び給与に関すること。 10 基盤システムの維持に関すること。 11 本庁舎の維持管理（入庁管理を含む。）に関すること。 12 車両の調達に関すること。 13 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
市民対策部 (市民部)	<ul style="list-style-type: none"> 1 遺体の取扱い及び埋葬・火葬に関すること。 2 経済活動の安定確保に関すること。 3 自治会等との連絡調整に関すること。 4 市内企業、農業団体等との連絡調整に関すること。 5 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。

保健福祉対策部 (保健福祉部・子ども家庭部)	1 新型インフルエンザ等の発生の状況の把握及び対応方針に関すること。 2 感染予防策の広報に関すること（企画部との連携による。）。 3 新型インフルエンザ市民相談センターの設置、運営に関すること。 4 総合相談窓口（コールセンター）の設置、運営に関すること。 5 医療の提供体制の確保及び医療等の実施の要請等に関すること。 6 予防接種の実施に関すること（市職員に対する特定接種を除く）。 7 抗インフルエンザウイルス薬等医薬品の確保等に関すること。 8 国、都等との連絡調整（保健医療分野に限る。）に関すること。 9 社会福祉施設等における感染防止等に関すること。 10 高齢者及び障害者等の支援に関すること。 11 教育・保育施設、学童クラブ等における感染予防等に関すること。 12 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
環境対策部 (環境部)	1 清掃施設の運営の維持に関すること。 2 野生鳥獣の監視等に関すること。 3 資源の使用及びごみ排出の抑制に関すること。 4 消毒等防疫対策の協力に関すること。 5 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
建設対策部 (都市整備部・都市計画部)	1 市が施工する都市整備事業等に係る工事の施工管理に関すること。 2 道路、河川及び公園の維持管理に関すること。 3 交通機能の維持に関すること。 4 下水道機能の維持に関すること。 5 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
水道対策部 (水道部)	1 水道水の安定供給の維持に関すること。 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
教育対策部 (学校教育部・生涯学習部)	1 市立学校の感染予防等に関すること。 2 所管する施設の運営の維持に関すること。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。
議会対策部 (議会事務局)	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること。

※ () 内は、平常時の市の組織を示す。

第3章 対策の基本項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようする」を達成するため、(1)サーベイランス・情報収集、(2)情報提供・共有、(3)市民相談、(4)感染拡大防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)市民生活及び経済活動の安定の確保、(8)市機能の維持の8つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

1 サーベイランス・情報収集

サーベイランス（surveillance）とは調査・監視のことであり、新型インフルエンザ等の対策においては、患者の発生情報を統一的な手法で持続的に収集・分析し、得られた情報を疾病の予防と対策のために迅速に還元するものである。サーベイランスにより、新型インフルエンザ等に関する様々なデータを系統的に収集し、効果的な対策に結びつけることが可能となるが、平時から、医療、行政、研究等の関係者の連携と、患者をはじめとする多くの市民の協力による体制を維持していくことが重要となる。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、国は、海外での発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、都は、地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施し、その結果を評価する。市は、国及び都からの要請に応じ、都内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは情報が限られている。そこで、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・情報分析を行う必要がある。しかしながら、国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替える。

2 情報提供・共有

新型インフルエンザ等の対策においては、危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、区市町村、医療機関、事業者及び個人の各々が相互に役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとらなければならない。そのためには、各発生段階において、正確で迅速な情報の提供と情報の共有に向けたコミュニケーションが重要となる。

市は、住民に最も身近な存在であり、感染予防のための普及啓発をはじめ、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者・妊婦・慢性疾患者等への支援など重要な役割を担う。特に、新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごく僅かであっても、報道内容が刻々と変わり、市民の不安が非常に大きくなる。このため、WHO、国、都の情報を市民に正確で、迅速で、わかりやすく伝えることが重要である。

(1) 情報提供手段の確保及び情報集約体制の整備

市民に対しては、高齢者、障害者、外国人など情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

市から直接、市民に対する情報提供を行う手段としては、広報紙、ホームページ、ツイッター等を活用する。

また、情報提供に当たっては、提供内容を集約して一元的に発信する体制の構築を進める。そのため、適時・適切な情報の提供と共有化に向けた、関係機関相互の調整に努める。

さらには、関係機関や市内施設に対しては、あらかじめ連絡体制や連絡方法を定めておくとともに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じて情報の受け手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

(2) 平常時における普及啓発

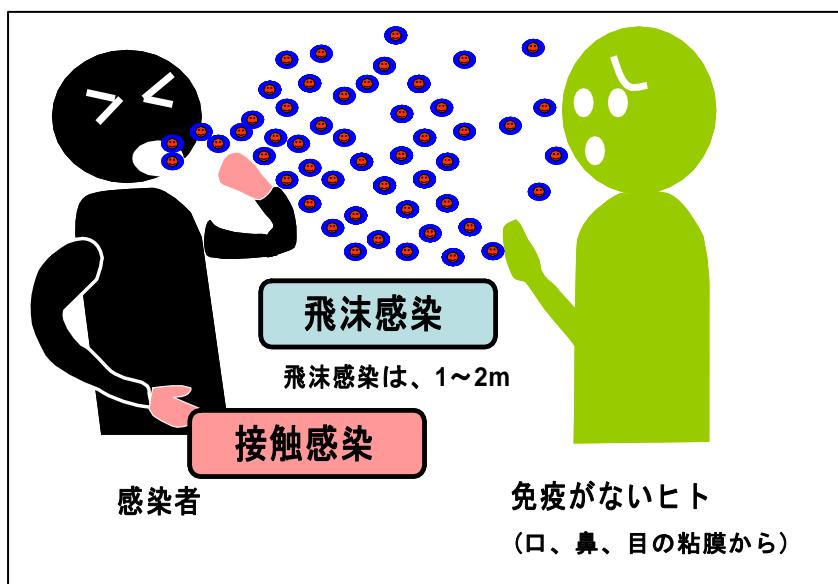
未発生期から、新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、市民一人ひとりが感染予防策を理解することで、はじめて感染拡大防止が可能となる。

また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における感染者への誹謗・中傷や感染が確認された地域への風評被害が起きないよう、新型インフルエンザ等には誰もが罹患する可能性があり、患者やその関係者には責任がないことなど、正しい知識を普及啓発していくことが重要である。

このため、リーフレット、広報紙、ホームページ、ツイッター等により、新型インフルエンザの感染予防策を周知し、発生した場合は、都や市からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

＜感染予防策＞

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（* 1）」と「接触感染（* 2）」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である



出典：東京都行動計画

(3) 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、国内、都内、市内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診や、不要不急の場合は自力受診を行うなど救急車の適正利用の再徹底について、広報紙、ホームページ、ツイッター等での情報発信を行う。

また、東京都行動計画においては、発生段階や緊急事態宣言に応じ、都知事がコメントを発表し、予防対策の徹底などを呼びかけるものとされているが、必要に応じて市長のコメントも合わせて発表する。

(4) 報道機関に対する情報提供

新型インフルエンザ等の発生期には、各部署における情報を集約し一元的な管理を行うとともに、適宜報道機関への情報提供を図り、広く迅速な情報提供を図る。

(5) 患者等の個人情報

個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道機関への情報提供の際は誹謗中傷及び風評被害を起こさないよう留意する。

公衆衛生上必要な情報については迅速に公表していくが、公表する範囲については、東京都行動計画に定める発表範囲にあわせて、平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）における個人情報の公表範囲を基本とする。

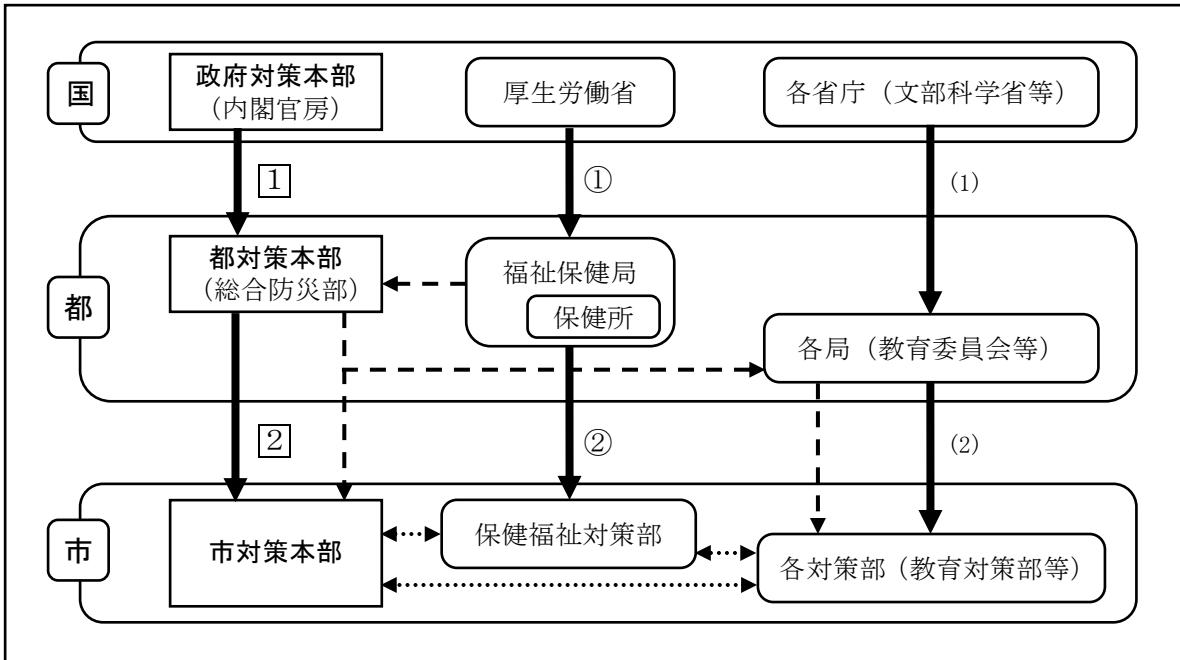
○新型インフルエンザ（A/H1N1）発生時の個人情報等の公表範囲

事例	公表範囲
患者（個別事例）の公表	年齢、性別、届出受理保健所、居住地、基礎疾患、渡航歴、学校種別・学年（職業）及び発症の経緯
集団感染事例の公表	年齢、性別、届出受理保健所、施設所在地及び学校種別・学年（職業）
死亡事例の公表	年齢、性別、基礎疾患及び経過

(6) 庁内における情報共有

市は、市民の不安を少しでも軽減し、市民の協力を得て感染拡大防止をコントロールするとともに、限られた医療資源を有効に活用するため、正確な情報を迅速かつ遺漏なく提供する必要がある。国や都からの情報は、複数のルートで平常時と同様、各部門に提供されるため、どのような情報が通知されているかについて、庁内で情報共有を図る必要がある。このため、新型インフルエンザ等発生時には、庁内対策会議又は市対策本部（どちらも設置されない場合は、保健福祉対策部）において、情報について一元管理を図り、庁内における情報の共有化を進める。

○新型インフルエンザ等に関する国から市への情報の流れ（国の通知等）



1 → 2 内閣官房からの情報の流れ

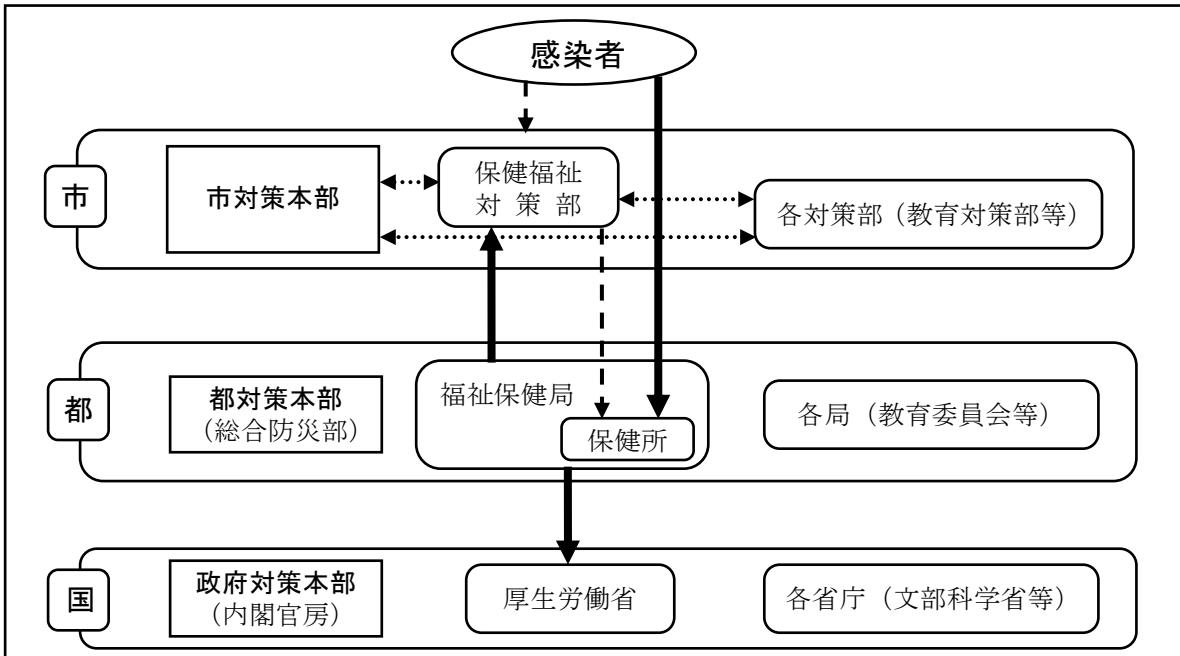
① → ② 厚生労働省からの情報の流れ

(1)→(2) 他の省庁からの情報の流れ

—→ 重要な情報誌は、複数ルートで情報提供

↔ 市における情報の流れ

○ 新型インフルエンザ等に係る感染者に関する情報の流れ



→ 通常の情報の流れ

—→ 市が感染者の疑いのある者を発見した場合の情報の流れ

↔ 市における情報の流れ

(7) 医療機関等との情報共有

新型インフルエンザ等対策の実施においては、医療機関等との連携が特に重要であるため、平常時から、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を密にし、情報の共有化を図り、新型インフルエンザ等発生時の医療提供体制を構築しておく必要がある。

また、市の属する北多摩西部医療圏の感染症地域医療体制多摩立川ブロック協議会を活用し、北多摩西部医療圏における、行政、医療機関及びその他の関係機関相互の情報共有と連携体制の構築に努める。

(8) 関係機関等との情報共有

平常時から市内の各関係機関との連携体制の構築を進め、平常時においては、新型インフルエンザ等に関する情報の提供や事業者向けの研修会等の開催など、対策の推進を支援する。また、情報提供に係る連絡網の構築を進める。

発生時には、この連絡網などを活用して、発生状況や感染予防策、イベントなどの自粛、行政上の申請期限の延長などを情報提供し、各関係機関内での周知を依頼する。

3 市民相談

新型インフルエンザ等の発生による、市民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、国や都などから得られる最新の情報を提供し、また、感染予防策や医療機関への受診方法など、各種相談に応じられるよう以下の相談体制を整える。

(1) 健康相談

新型インフルエンザ等が発生した場合には、都と連動（東京都行動計画では、発生後速やかに、保健所等に新型インフルエンザ相談センター（以下「都相談センター」という。）を設置するものとしている。）し、必要に応じて、保健福祉センターに「新型インフルエンザ等市民相談センター（以下「市民相談センター」という。）を設置する。市民相談センターでは、発生当初は、都相談センターの案内や医療機関の受診に関する基本的な情報提供を行い、状況に応じ、休日や夜間の対応も検討する。

また、これとは別に、市の本庁舎においては、各窓口等において、国や都などが策定する新型インフルエンザ等に関する質疑応答集などを活用し、市民の一般的な問い合わせに対応し、適切に情報提供を行うとともに、必要に応じ関係機関に取り次ぐものとする。さらには、状況に応じ、総合相談窓口（コールセンター）の設置も検討する。

なお、これらの相談体制は、流行のピークを越え、小康期に入った場合や、サーベイランスによる情報収集や分析により、病原性や感染力が判明した段階では、状況に応じ、規模を縮小するなど、弾力的な対応をとる。

(2) その他の相談

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人との対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。このため、学校の休業をはじめ、市民や事業者に対し、集会等の自粛を要請する必要が生じる。緊急事態が宣言され、都から市内施設に対し、使用制限等の要請があった場合は、その周知等について協力する。

市の施設についても、利用者に対する咳エチケットやマスク着用を呼び掛け、庁舎出入り口や利用時間の制限、臨時休館など、病原性に応じて対応するとともに、流行等の状況に応じ、イベントや講習会等について、実施方法の変更や延期又は開催を中止する。

これらの問合せへの対応は各部が行うが、中止等の情報や各部に寄せられた市民からの相談の内容などを市対策本部で共有し、市民への丁寧な説明と周知の徹底に努める。

また、国内発生早期から都内感染期にかけては、問い合わせが集中するため、国等から配布される新型インフルエンザ等に関する質疑応答集などを活用し、各部においても、一般的な問い合わせに対応する。また、国や都の各部門から提供された情報に伴う所管施設等からの相談については、各部門が主体となり適切に対応していく。

4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備に要する時間を確保すること、また、患者数の急激な上昇を抑え、既存の医療資源、医療体制への負担を最小限に留めることを目的として、市民や事業者に対し、感染拡大防止策への協力を要請する。

具体的には、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の一般的な感染予防の励行や予防接種、学校の休業、職場での感染予防策、催物等の自粛など様々な感染拡大防止策を組み合わせて、発生段階毎に実施する。

都内の発生初期の段階では、市の集客施設や市が主催する催物における感染予防策を率先して実施するとともに、関連団体にも同様の取組を実施するよう協力を依頼する。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策や実施している対策の縮小、中止などを決定する。

なお、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行い、都知事が特措法第45条に基づき、施設を管理する者又は催物を開催する者に必要最小限の制限等を要請・指示した場合には、市は、要請に応じ、その取組等に協力する。

<都からの感染拡大防止策の協力依頼（特措法第24条）>

- ① 都民及び事業者への感染予防の呼び掛け
- ② 都の施設及び催物における感染拡大防止策を実施
- ③ 都の関連団体、委託業者及び区市町村への同様の取組を依頼
- ④ 事業者に感染拡大防止策への協力を依頼

<都の緊急事態宣言時の対応（特措法第45条）>

- ⑤ 施設を管理する者又は催物を開催する者に対し、施設の使用又は催物の開催の制限若しくは停止を要請し、公表する。
- ⑥ 正当な理由なく⑤の要請に応じない場合は指示し、公表する。

(1) 水際対策

海外で発生した際には、海外渡航に対する注意情報などを広報紙やホームページ、ツイッター等に掲載し、注意喚起を図るとともに、国や都からの要請に応じ、その水際対策の取組に協力する。

(2) 個人における対策

個人における対策については、国内発生早期の初期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するように市民に呼び掛ける。

患者が発生した場合には保健所と協力し、当該患者に速やかに感染症指定医療機関において、適切な医療を受けさせるとともに、患者家族や同居者その他の濃厚接触者の迅速な把握に努め、感染を広げないための措置を実施する。

また、必要に応じて、不要不急の外出の自粛を呼びかける。

(3) 学校等における対策

ア 市立小・中学校

発生時には、学校医や保健所と連携のもと、次のとおり感染拡大防止策を講じる。

- 新型インフルエンザ等の疑い又は罹患していると診断された児童・生徒への対応
保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

- 集団発生がみられた場合

発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じる。

- 同じ地域や地域内の施設での流行が確認された場合

学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

- さらに、感染が拡大した場合

感染症の発生状況や医療体制等を勘案し、必要に応じ、全ての施設において休校等について検討する。

イ 市立保育園、学童クラブ等

発生時には、嘱託医や保健所と連携のもと、市立小・中学校と同様の感染拡大防止策を講じる。

ウ 私立学校、社会福祉施設等

発生時には、都が各施設設置者に対し、情報提供を行い、幼児、児童、生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図る。また、必要に応じ臨時休業などの措置をとるように要請するが、市はこれらの措置について協力する。

(4) 施設の使用及び催物の開催制限等

ア 事業者

発生時には、事業者に対して、従業員の感染予防策の励行、施設の利用制限や催物の自粛など、感染拡大防止策への協力を依頼する。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性や感染力、流行の状況に応じて行う。

また、平常時から、発生時にはこれらの感染拡大防止策について、市民や事業者へ協力を求めることを周知しておく。

さらには、政府が緊急事態宣言を行った際には、特措法に基づき、都知事が、不要不急の外出の自粛や事業者に対する施設の使用制限などを要請・指示する場合もあることを合わせて周知し、事前に理解を求める。

イ　市の対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、自らが率先して、休止するイベントや利用制限をする施設を明らかにし、広く周知する。

申請窓口での感染拡大を防止するため、郵便やメール、ファクシミリ等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努めるとともに、来庁者の動線を整理し、来庁者や職員への感染リスクを低下させるよう工夫に努める。また、市の関連団体、委託業者等に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を求める。

<市の休止事業等（例示）>

区　分	主　な　休　止　事　業
閉鎖する施設	市民図書館、KOTORIホール（市民会館）等
休止するイベント	講習会・研修会、文化行事、施設見学、各種教室・講座等
休止する事業	統計調査等

5 予防接種

新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にするため、特措法に基づき、市は、特定接種と住民接種の2種類の予防接種を実施する。

(1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を最小限にとどめるとともに、患者数を医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、鳥インフルエンザウイルスを基にあらかじめ製造し備蓄しているプレパンデミックワクチンと、発生後に分離されたウイルスをもとに製造されるパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(2) 特定接種

ア 特定接種とは

特定接種とは、特措法第28条の規定に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

イ 特定接種に用いるワクチン

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、当該ワクチンを用いることとなるが、備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることになる。

ウ 特定接種の対象者

- 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員
- 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員

エ 対象となり得る者の基準等

- 特定接種の対象となり得る者の従事する対象業務、事業の種類については、特措法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が基準（平成25年厚生労働省告示第369号）を定めている。
- 「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定地方公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。
- 特定接種における、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項については、政府対策本部において、基本的対処方針で示される。

オ 特定接種の実施

- 登録事業者のうち特定接種対象となり得る者は国を実施主体として、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる者のうち、国家公務員については国を、都職員については都を、市職員については市を実施主体として特定接種を実施する。
- 特定接種は、原則として集団的接種で行う。

(5) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の実施に当たっては、流行等の状況やワクチンの開発流通状況等を勘案し、集団的接種か個別的接種かを判断することとなるが、国や都と連携し、公的な施設を会場として確保するとともに、医療機関に委託すること等により、できる限り集団接種として実施する。

なお、集団接種として実施する場合にあっても、住民接種を受ける市民の個人的状況（医学的ハイリスク者、医療機関に入院中、在宅医療を受療中等）に応じ、個別接種での対応を検討する。

(参考4 予防接種法第6条第1項と予防接種法第6条第3項の違い)

区分 根拠規定	努力義務 の有無	接種の勧奨	接種費用の 自己負担	健康被害の 救済措置
臨時接種 第6条第1項	○	○ (接種を受けるよう勧める)	なし	予防接種法 による救済
新臨時接種 第6条第3項	×	○ (接種を受けるよう勧める)	あり 経済的困窮者を除 き実費徴収可能	予防接種法 による救済

(参考5 住民接種の接種順位に関する基本的な考え方)

○ 住民接種の接種順位に関する基本的な考え方

- ① パンデミックワクチンの接種対象者は全国民であるが、研究開発を進めている細胞培養技術が確立したとしても、パンデミックワクチンの供給の開始から全国民分の供給までには一定の期間を要するため、未発生期に、新型インフルエンザ等の発生後の状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方を整理し、それを踏まえて政府対策本部で的確かつ迅速に決定し得るようにしておく。
- ② 特定接種が行われない場合、まず、新型インフルエンザ等の患者の診療に直接従事する医療従事者から接種する。
- ③ 特定接種の対象となる者及び特定接種が行われない場合に先行的な接種の対象となる医療従事者以外の接種順位について、以下のとおりあらかじめ整理された接種の範囲・順位に係る考え方を基に、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定する。
- ④ 住民接種の対象者については、以下の4群に分類する。
 - a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - i 基礎疾患有する者
基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に基準を示す。
 - ii 妊婦
 - b 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)
 - c 成人・若年者
 - d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)
- ⑤ 接種順位については、政府行動計画に示したように新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方方が考えられるが、緊急事態宣言がされている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第46条第2項)と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方(重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることにも重点を置く考え方)もあることから、こうした考え方を踏まえ判断する。
- ⑥ なお、この他、年齢によるワクチンの効果等も考慮する。
- ⑦ ワクチン接種の順位等を決定する際には、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において、決定する。なお、必要に応じ、基本的対処方針等諮問委員会に新型インフルエンザ等対策有識者会議の委員を含め学識経験者の出席を求める。

出典：新型インフルエンザ等対策ガイドライン「V予防接種に関するガイドライン」

(新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議)

6 医療

(1) 医療の目的

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な要素である。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増大が想定され、医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、市民は感染した時に必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に、医療が効果的・効率的に提供できるよう、支援体制を整備する必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等の発生時における対応

新型インフルエンザ等の発生時には、都と連携し、市民相談センター等を活用して、市民からの電話による相談の対応、都相談センターへの患者の振り分け、医療機関への支援等に努める。また、発生段階の移行に関する情報等について、迅速に提供する。更には、事前に、発生段階に応じた医療機関の役割分担等について市民をはじめ関係機関への周知を図る。

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であり、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等に罹患した患者（疑似症を含む。）は、感染症指定医療機関で入院治療を行う。ある程度限定された医療機関で外来診療、入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関等が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療・調剤を行うための準備を行う期間にもなる。

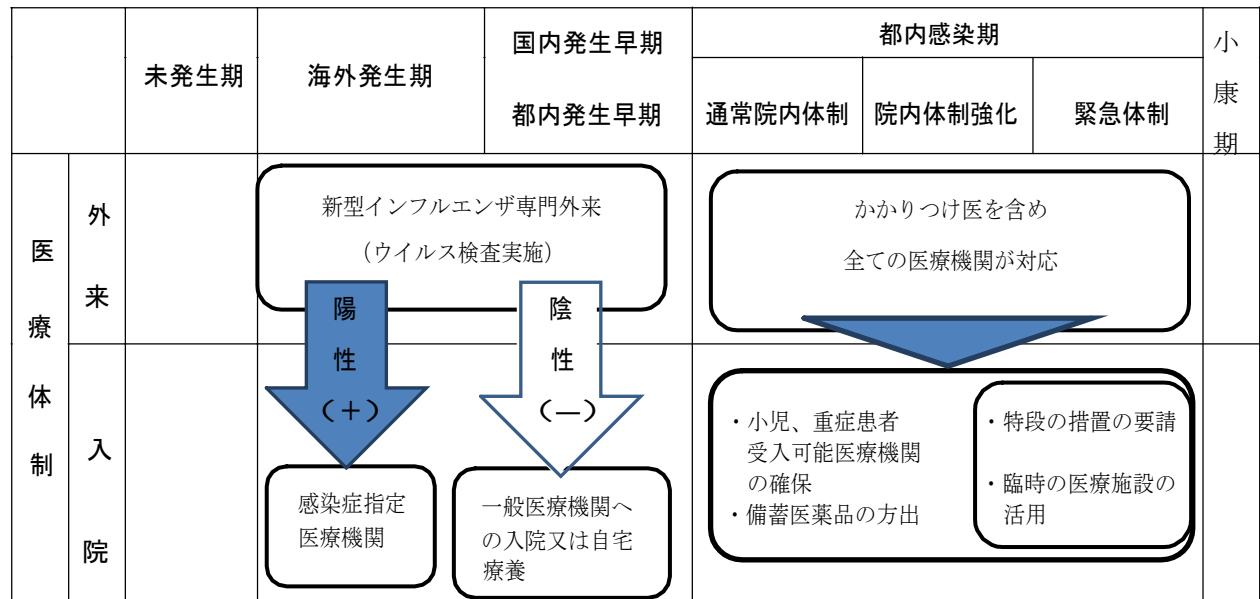
新型インフルエンザ発生時には、都が指定している感染症診療協力医療機関が、都の要請に基づき、新型インフルエンザが疑われる患者を診察し、ウイルス検査の結果が判明するまでの経過観察を行う「新型インフルエンザ専門外来」（以下「専門外来」という。）が設置される。専門外来の受診者は、都相談センターからの紹介に限定するため、市民には、専門外来の設置場所は非公開とする。都相談センターで振り分けられた新型インフルエンザ等の罹患が疑われる患者は、専門外来で診察を受け、採取された検体は保健所を通して東京都健康安全研究センターに運ばれ、ウイルス検査が行われる。検査結果が判明するまでの間は、感染症診療協力医療機関にて経過観察を行う。検査結果が陽性の患者に対しては、その重症度にかかわらず保健所が感染症指定医療機関への入院勧告を行う。検査の結果、陰性と判明した患者については、感染症診療協力医療機関において、重症度によって、一般病院への入院又は自宅療養の判断を行う。なお、患者の移送に関しては、都が調整した方法により実施される。

(3) 医療提供体制の整備等

新型インフルエンザ等の発生時において、健康被害を最小限にとどめるためには、地域における限られた医療資源（医療従事者、施設等）を、効果的・効率的に活用する体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

また、新型インフルエンザ等の患者が、都相談センターからの案内を受け専門外来での診察を受ける場合以外に、他の一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、専門外来に指定されない一般医療機関においても、都内感染期には、新型インフルエンザ等の患者の診療を行うことを念頭におき、新型インフルエンザ等の感染症の患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護など、個々の医療機関において院内感染防止対策を検討しておく必要がある。

＜発生段階ごとの医療提供体制＞



(4) 医療等の実施の要請等

都知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する医療の提供等を行うため必要があると認めるときは、特措法第31条に基づき、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して当該患者等に対して医療等を行うよう要請又は指示を行うことができる。この場合においては、都は、有識者等の意見を聴取する等、慎重に判断するとともに、当該要請等を行う場合には、医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じることとしている。

(5) 臨時の医療施設等

新型インフルエンザ等の感染拡大により、病院その他の医療機関が不足し医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、都は、特措法第48条に基づき、臨時に医療施設を設置開設し、医療を提供する。

7 市民生活及び経済活動の安定の確保

東京都行動計画においては、新型インフルエンザ等の流行により、都民の30%が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くとの想定を基に、一つの例として被害想定を設定している。このように、新型インフルエンザ等が発生した場合は、多くの市民が罹患し、また、本人や家族の罹患により、市民生活や経済活動の大幅な縮小と停滞を招く恐れがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活や経済活動への影響が最小限となるように、行政、関係機関、事業者及び市民は、それぞれの役割に応じ、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 市民生活の維持

ア 食料・生活必需品の安定供給

市は、都が実施する次の対策に協力するとともに、食料・生活必需品の安定供給の確保について、必要な措置をとるものとする。

- 生活必需品の安定供給を図るため、関係事業者等の事業継続を支援する。
- 業界団体に対し、社会機能が低下する中で不足が予想される食料・生活必需品の安定供給と、これらの買い占めや売り惜しみによりこれらの価格が高騰しないよう要請する。
- 都民に対し、食料品・生活必需品等の購入にあたって、必要な量を超えた買占めなどを行わないよう、消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

イ 高齢者等への支援

市は、都が実施する次の対策に協力するとともに、高齢者等への支援について、必要な措置をとるものとする。

- 高齢者施設等の福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう要請する。
- 外出を自粛する高齢者等の食料・生活必需品の調達について、地域の実情に即し、自治会等地域住民団体、ボランティア等に協力を要請する。

ウ ごみの排出抑制

新型インフルエンザ等の発生時においては、平常時のごみ処理能力の維持が困難になる場合が想定される。市は、ごみ処理の状況を適切に把握し、必要に応じて市民及び事業者に対し、ごみの排出抑制への協力を要請する。

エ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模震災発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、市の条例に基づく申請期限等についても、必要に応じて同様の措置を検討する。

(2) 遺体に対する適切な対応

ア 市は、都が実施する次の対策に協力し、必要な措置をとるものとする。

- 新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報の保護に留意するとともに、遺体収納袋等を活用するなど遺体からの感染を防止しつつ、火葬場を可能な限り稼動させるよう設置者に要請する。
- 感染状況に応じて集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や住民の理解を得るよう努める。
- 新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があることについて、遺族への理解を得るよう努める。

イ 新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、市は、発行する「埋火葬許可証」に、「一類感染症等」を明記するとともに、その迅速な発行に努めるものとする。

ウ 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となり、公衆衛生上の問題が生じる場合は、国は、特措法第56条第1項の規定に基づき、地域を定め、埋火葬の手続に関し、特例措置を実施することができる。市が当該区域として指定されたときは、特例措置の周知に努めるとともに、特例措置に沿った事務の迅速な執行に努める。

エ 一時的に死亡者が急増し、埋葬又は火葬を行うことが困難になった場合、都は、特措法第56条第2項の規定に基づき、遺体からの感染予防策を実施し、震災等で予定されている場所を遺体収容所とし、迅速に埋葬及び火葬を行うこととしている。この場合においては、都は、同条第3項の規定により、これらの措置に関する事務の一部を市が行うこととができるが、その際には、当該事務の適切な執行に努めるものとする。

(3) 事業者への支援

ア 市は、都及び政府系金融機関が実施する次の対策に協力し、事業者への周知など、適切に対応するものとする。

○ 都においては、新型インフルエンザ等の感染拡大により、運転資金の確保等が困難となる中小企業を支援するため、相談窓口を設置するとともに制度融資を実施する。

○ 政府系金融機関においては、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な融資などの措置が検討される。

イ 市は、都が実施する次の措置について、同様の対応を行うものとする。

○ 事業者の感染予防策として、各種許認可について、事業者や関係者に与える影響をできるだけ軽減するため、対面業務を縮小し、対応を工夫しながら実施する。

○ 許認可等の申請期限の延長の特例措置が実施された場合は、個人の場合と同様に、適切に対応する。

8 市機能の維持

(1) 市機能の維持

ア 業務の区分

① 市は、新型インフルエンザ等発生時には対策本部を設置し、感染拡大防止策の周知や相談業務などの新たに発生する業務を実施しなければならない。さらには、通常業務について、職員の出勤状況に応じ限られた人員で、継続する必要があるため、全ての業務について、その優先度から、継続業務、縮小業務及び休止業務に区分する。

区 分	考 え 方	主な業務(例示)
新たに発生する業務	① 感染拡大防止に関する業務 ② 危機管理上必要となる業務	① 感染拡大防止策の周知、相談、保健医療対策などに関する業務 ② 対策本部に係る業務など
通常業務	① 市民の生命を守るための業務 ② 市民生活の維持に関する業務 ③ 休止すると重大な法令違反となる業務 ④ 市業務維持のための基盤業務	① 防災関連業務など ② 戸籍住民票事務、福祉に係る支援業務、水道事業など ③ 選挙に係る業務など ④ システムの維持に関する業務など
通常業務	継続業務、休止業務以外の業務 (人員体制などを考慮し、工夫して通常どおりの実施に努める。)	・ 内部業務 ・ 許認可、届出、交付等の業務 ・ 道路管理などの業務
休止業務	① 多数の人を集めるような業務 ② 緊急性を要しない業務	① 施設の提供、イベントの実施などの業務 ② 緊急性を要しない管理、調査、工事などの業務

② 各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等の感染力や病原性、流行の状況、職員の出勤率などを判断し、業務の実施方法を工夫する等により弾力的・機動的に行う。

イ 各部課の業務継続と応援体制

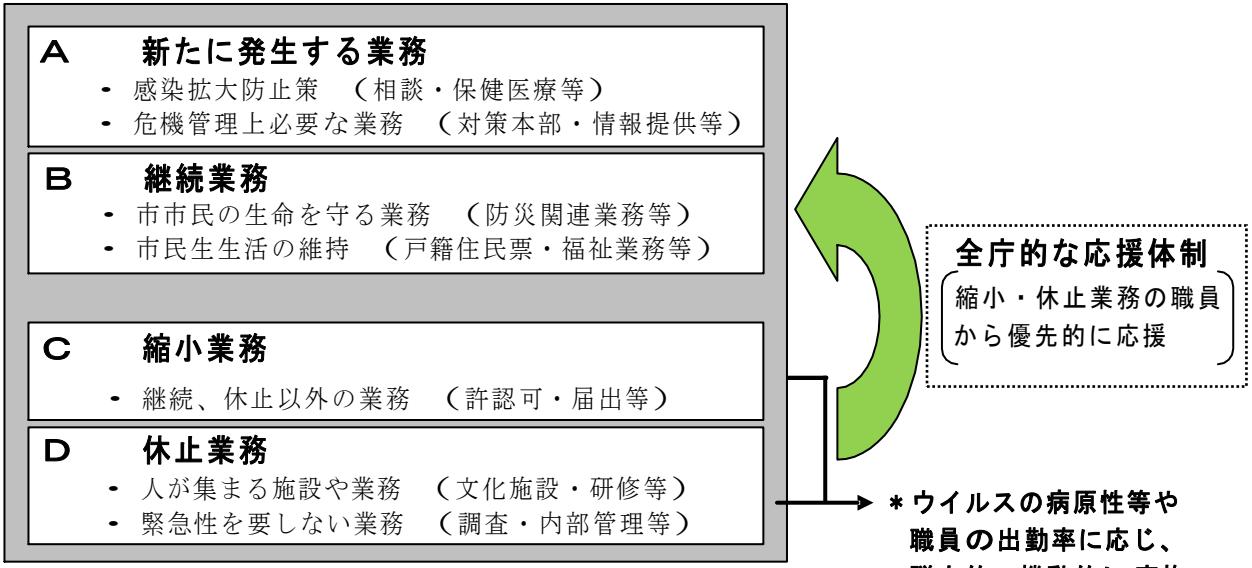
各部課においては、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応及び業務継続のため、事前に感染症BCPや対応マニュアルの策定を進め、これらに基づき、業務を継続する。

また、人員が不足する部に対しては、全庁的な応援体制により対応する。応援を要請する部は、あらかじめ、応援職員の業務内容等を定めた「応援職員対応マニュアル」の策定を図る。

なお、専門職種については、経験者の兼務発令や退職者の臨時雇用なども含め、総合的な対応を検討する。

<業務の整理と応援体制>

<業務の整理と応援体制>



ウ 市役所等市施設内での感染拡大防止策

市の施設内で感染が拡大しないよう、申請窓口での対応や庁舎出入口の制限等を検討する。なお、平常時と施設等の利用方法の変更を行う際は、広報紙、ホームページ、ツイッター等を活用し、市民や事業者に協力を依頼するとともに、周知の徹底を図る。

市自らが率先して、市民や事業者等の参考モデルとなるよう対策を実施する。市内で感染が更に拡大し、庁舎内での感染拡大防止策を徹底する必要が生じた場合には、次の措置を講じる。

<市役所等市施設内での感染拡大防止策>

区分	実施方法
各種届出・申請等	・電話、郵送やメール等を活用し、できるだけ対面しない方法で対応
庁内会議	・緊急を要するものに限定し、電話やメールを活用して実施
市職員（臨時職員を含む。）の入庁時等の対応	・咳エチケットやマスクの徹底、アルコール消毒液の配備 ・自宅で検温してから出勤する。検温を忘れた職員は、庁舎入口で検温後入庁する
施設内の委託業者等への要請	・説明会の開催などにより、市職員と同様の感染防止策をとるように要請
来庁者への対応	・必要に応じて庁舎出入り口を制限 ・市職員と来庁者の動線を分け、パーテーションなどで区切られた場所での集中受付などにより、来庁者の執務室への入室を制限 ・発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状のある者とそれ以外の者の動線を分けることや、簡易なシールドを設けるなど物理的な対策を工夫
個人防護具の対応	・不特定多数の来庁者などに接する職員は、マスクに加え、必要に応じフェースシールドを使用
配送業者等への対応	・配送場所を特定するなど、執務室への入室を制限
勤務時間の変更	・職員の感染機会を減少させるため、必要に応じ勤務時間や休憩時間を臨時変更

エ 職員の健康管理

市職員は、自己の健康管理に十分留意するとともに、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の実践を徹底する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、速やかに医療機関を受診するとともに、職場への連絡を遅滞なく行った上で、出勤を自粛し療養に専念する。

また、市政の業務を継続していくためには、業務に必要な市職員が出勤できることが不可欠であるため、可能な限り職員が執務中に新型インフルエンザ等に感染しない対策を実行する。

このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにする。

(2) 緊急事態宣言時の措置

患者数の増加に伴い地域における医療提供体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府が都内を対象区域として特措法第32条の緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針及び東京都行動計画に基づき、必要に応じ、区市町村の新型インフルエンザ等対策本部等の協力を得ながら、都は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じることとしている。

市は、これらの都の措置について、協力するものとする。

また、こうした場合において、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するために必要があるときは、都に対し、特措法第40条に基づく応援の要請を行う。

更には、新型インフルエンザ等のまん延により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、都に対し、特措法第38条に基づく事務の代行の要請を行う。

<新型インフルエンザ等緊急事態措置>

(1) 施設の使用及び催物の制限

(2) 特措法第46条の規定に基づく、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種としての住民接種の実施

(3) 患者治療のための医療機関における定員超過入院、臨時の医療施設の設置

(4) 都民生活及び経済活動の安定の確保

ア 電気、ガス及び水の安定供給に関する措置

イ 運送・通信の確保に関する措置

ウ 都民に対し、サービス水準が相当程度低下する可能性への理解と協力の呼び掛け

エ 生活関連物資等の価格の安定に関する措置

オ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な特定物資の確保、売渡しの要請

カ 新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への生活支援

キ 埋葬・火葬の特例等の措置

ク 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

ケ 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

(5) 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪の防止

第4章 各段階における対策

※各項目の（）内は、担当する平常時の市の組織

1 未発生期

<未発生期>

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

<目的>

- 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。

<対策の考え方>

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、本行動計画等を踏まえ、都や近隣自治体、関係機関等との連携を図り、体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び事業者の共通認識の醸成を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等の発生時の情報収集体制等について、あらかじめ整備しておく。

- 平常時から、地域における発生状況の迅速な把握と情報提供に努める。
- 学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設等を対象に利用者の欠席状況等を把握し、感染症の流行状況をいち早く探知する体制の整備に努める。（関係各部）
- 国・都等から新型インフルエンザ等の発生状況等について情報の収集を行う。
(総務部、保健福祉部)

(2) 情報提供・共有

発生時に混乱が生じないように、新型インフルエンザ等についての正しい知識など基本的な情報と、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な予防策について、周知を図る。また、新型インフルエンザ等の発生時の情報提供体制等について、あらかじめ整備しておく。

【市民への情報提供】

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報については、広報誌やホームページ、ツイッターなどの媒体の活用を図り、新型インフルエンザ等の基本的知識やマスク着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防策について、普及啓発を図る。
(企画部、総務部、保健福祉部)
- 新型インフルエンザの感染様式（飛沫感染及び接触感染）と感染予防策を周知し、発生した場合は、都や市からの情報に従って医療機関の受診をすることを事前に周知する

とともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い等、季節性インフルエンザに対して実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。（保健福祉部）

- 新型インフルエンザ等の発生段階ごとの効果的な情報提供の在り方について検討し、発生時の適切な周知を図る。

【関係機関への情報提供・共有】

- 市内施設、団体、関係機関等には、関係部署を通して随時情報提供を行うことができるよう、あらかじめ連携体制の整備に努める。（関係各部）
- 関係機関等に対し、市の新型インフルエンザ等への対策について周知を行い、本行動計画への理解と協力を求める。（関係各部）
- 都、区市町村及び指定（地方）公共機関と情報を共有し、統一的な対応が図られるように、相互に連携し、連絡体制の整備を図る。（関係各部）
- 市内医療機関等に対し、迅速な情報提供ができる体制の整備に努める。（保健福祉部）

(3) 市民相談

関係部課が連携して、全庁的な相談体制を構築するとともに、発生段階に応じた体制整備を図る。

- 市民からの様々な相談に対応できるように、発生段階に応じた相談体制について事前に検討し、必要な準備を行う。（関係各部）

(4) 感染拡大防止

マスク着用、咳エチケット、手洗い等の飛沫感染防止策、接触感染防止策等の徹底を図るとともに、発生時の感染拡大防止策について、あらかじめ検討を行う。

- マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の周知を図る。（保健福祉部）
- 校医や園医等と連携し、学校及び学童クラブ、幼稚園、保育施設等におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策を周知する。
(保健福祉部、こども家庭部、学校教育部)
- 体調が思わしくない場合には外出を控えるなど、感染拡大防止のための取組について理解促進を図る。（保健福祉部、総務部）

(5) 予防接種

必要に応じ、速やかに特定接種及び住民接種が実施できるよう、予防接種体制の整備に努める。

【特定接種】

- 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる市職員の特定接種の実施に向けた接種体制の構築を図る。（総務部）
- 自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、医師会等と連携し、必要な支援を行う。（保健福祉部）

【住民接種】

- 関係機関と連携し、接種に携わる医療従事者等の確保や、接種の場所、時期の周知・予約方法など具体的な実施方法について検討し、円滑な接種の実施を図る。この場合においては、できる限り、保健センター、学校など施設を活用し、集団接種が実施できるよう体制の整備を図る。（保健福祉部）
- あらかじめ近隣自治体と連携し、必要な場合においては、居住地以外の場所においても接種が可能となるような体制の整備に努める。（保健福祉部）

(6) 医療

平常時から都と協力して地域における医療供給体制の整備等を促進する。

- 都は、感染症指定医療機関の所在地を基準とする地域ごとに医療体制の整備を促進することとしているが、都と協力し、また、当該地域内の自治体と連携を図り、地域の実情に応じた医療体制の整備に努める。（保健福祉部）
- 医師会等と連携し、都が指定する感染症診療協力医療機関以外に専門外来を設置する医療機関等の事前のリストアップに努める。（保健福祉部）
- 医師会等と連携し、一般医療機関等の平常時からの院内感染の防止や新型インフルエンザ等の発生時において、継続して医療の提供ができる体制の整備に努める。

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

【社会的弱者への生活支援】

- 新型インフルエンザ等の発生時に生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）が必要となる要援護者の把握に努める。（保健福祉部）
- 要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等について、事前に、その具体的な対応について検討を進める。（保健福祉部）

【円滑な火葬・埋葬への対応】

- 都と連携し、一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制の整備に努める。（市民部、保健福祉部）

(8) 市機能の維持

新型インフルエンザ等の発生時に市民生活や事業活動を支える市機能を維持できるよう適切な準備を図る。

- 新型インフルエンザ等に関する情報の共有、対策の推進を図るとともに、府内の連絡体制の整備を図る。（関係各部）
- 新型インフルエンザ等の発生時の感染症 B C P や対応マニュアルの整備に努める。（関係各部）

2 海外発生期

<海外発生期>

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

<目的>

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生を遅延させる対策に協力するとともに、発生した場合には、患者の早期発見に努める。
- 2 都内発生に備えて体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合には、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるような措置をとる。
- 2 都と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報収集に努める。
- 3 都内発生した場合には早期に発見できるよう、情報収集体制の強化に努める。
- 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都内で発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、関係機関、事業者及び市民に準備を呼びかける。
- 5 国及び都から提供される検疫等の情報を基に、医療機関等への情報提供、診療体制の確立、市民生活及び経済活動の安定のための準備、特定接種の実施準備力等、都内発生に備えた体制の整備に努める。

(1) サービランス・情報収集

都においては、患者の全数把握と集団発生の探知を強化するため、平常時のサービランスに加え、東京都感染症アラート（新型インフルエンザ等の発生を早期に発見するための東京都独自の緊急検査システム）に基づき、新型インフルエンザ等が疑われる患者の全数調査及びウイルス検査を伴うクラスター（集団発生）サービランスを実施する。

- 都が、実施するサービランスに協力する。
(保健福祉部、子ども家庭部、学校教育部)
- 海外での新型インフルエンザ等の発生状況等の把握に努める。 (保健福祉部)

(2) 情報提供・共有

新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。

【市民・事業者への情報提供】

- 新型インフルエンザ等の基本的知識、海外での発生状況、感染予防策、相談体制など最新情報について、広報誌やホームページ、ツイッター等様々な媒体を活用し、市民への情報の提供に努める。また、情報の提供に当たっては、市内に居住する高齢者、障害者及び外国人等に十分配慮する。
(企画部、総務部、市民部、保健福祉部)
- 学校、学童クラブ、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。(子ども家庭部、学校教育部)
- 社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行うとともに、国内で発生した場合の対応の準備を依頼する。
(保健福祉部)
- 事業者に対しては、新型インフルエンザ等の最新情報の提供に努め、国内で発生した場合の対応の準備を依頼する。(関係各部)
- 情報の提供に合わせ、政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合には、必要に応じて施設の使用制限や催し物の開催制限の要請等もあることを周知し、理解を求める。(関係各部)

【関係機関への情報提供】

- 関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備えた協力を要請する。(関係各部)

(3) 市民相談

海外において新型インフルエンザが発生した段階で、都は、速やかに保健所において、都相談センターを開設する。市は、都相談センターの開設を受け、必要に応じ、保健福祉センターに市民相談センターを設置する。

- 必要に応じ、市民相談センターを設置し、都相談センターの案内や医療機関の受診に関する基本的な情報提供を行う。(保健福祉部)
- 市民に対し、都相談センター、市民相談センター(設置した場合)の周知の徹底を図る。(保健福祉部)

(4) 感染拡大防止

市民や事業者に対し、感染予防策の周知に努めるとともに、関係機関に対し、標準予防策の徹底を呼びかける。

【感染拡大防止策の準備】

- 国や都と連携し、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応や患者の同居者等の濃厚接触者への対応の準備を進める。（保健福祉部）
- 市立学校については、都内で発生した場合に備え、対応手順や臨時休業の基準の確認を行う。（学校教育部）

【感染予防策の注意喚起】

- 市民に対してマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策の注意喚起を行う。（保健福祉部）
- 校医や園医等と連携し、学校及び学童クラブ、幼稚園、保育施設等におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策の注意喚起を行う。（保健福祉部、子ども家庭部、学校教育部）

(5) 予防接種

【特定接種】

- 国及び都と連携し、特定接種が実施される場合に備える。（総務部）

【住民接種】

- 国及び都と連携し、接種体制の準備を行う。なお、実施に当たっては、関係機関と連携して、公的な施設の活用を図り、できる限り集団接種として実施する。（保健福祉部）

(6) 医療

都の要請に基づき、感染症診療協力機関に専門外来が設置される。専門外来の受診は、都相談センターからの紹介に限定するため、市民には、専門外来の設置場所は非公開とする。

- 市は、都相談センターの案内や医療機関の受診に関する基本的な情報提供を行う。（保健福祉部）
- 新型インフルエンザ等の患者が、一般医療機関を受診する可能性も否定できないことから、専門外来に指定されない一般医療機関においても、院内感染の防止策の徹底を要請するとともに、必要な情報を医療機関に提供する。（保健福祉部）

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

- 都は、食料品・生活関連物資の価格高騰や、買占め、売惜しみなどが発生しないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼びかける。
市は、これらの都の施策に協力する。 (関係各部)

(8) 市機能の維持

- 都内での発生に備え、業務継続の準備に努める。 (関係各部)

3 国内発生早期（都内未発生）

＜国内発生早期＞

- 都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

＜目的＞

- 1 都内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 新型インフルエンザ等の発生に係る情報収集を行う。

＜対策の考え方＞

- 1 国内での感染拡大を止めることは困難であり、都内での発生に備えるとともに、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策についての周知に努めるとともに、市民への積極的な情報提供・相談対応を行い、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得る。
- 3 住民接種を早期に開始できるよう準備を行う。

(1) サーベイランス・情報収集

都においては、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時にサーベイランスを追加し、強化することとしている。

- 都のサーベイランスに協力する。（保健福祉部、子ども家庭部、学校教育部）
- 国及び都を通じて、国内の新型インフルエンザ等発生状況等について情報収集に努める。（総務部、保健福祉部）

(2) 情報提供・共有

他の道府県で発生した新型インフルエンザ等に関する情報や発生状況について、迅速かつ正確な情報提供に努めるとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な媒体を活用した周知を図る。

【市民への情報提供】

- 国内での新型インフルエンザ等の発生及び、それに関連する国や都、市の対応について周知に努めるとともに、市民に対し、感染予防策の励行を呼びかける。
(企画部、保健福祉部)
- 発生状況など国や都の最新情報について、広報誌やホームページ、ツイッター等様々な媒体を活用し、市民への情報の提供に努める。また、情報の提供に当たっては、市内に居住する高齢者、障害者及び外国人等に十分配慮する。
(企画部、総務部、市民部、保健福祉部)
- 学校、学童クラブ、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等の発生状況について情報提供を行う。（保健福祉部、子ども家庭部、学校教育部）

【関係機関への情報提供】

- 社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対して、新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報提供を行うとともに、都内で発生した場合の対応の準備を依頼する。（保健福祉部）
- 事業者に対しては、新型インフルエンザ等の最新情報の提供に努め、都内で発生した場合の対応の準備を依頼する。（関係各部）
- 関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生に備えた協力を要請する。（関係各部）

(3) 市民相談

- 市民相談センターを設置し（海外発生期において設置した場合は、引き続き）都相談センターの案内や医療機関の受診に関する基本的な情報提供を行う。（保健福祉部）
- 市民に対し、都相談センター、市民相談センターの周知の徹底を図る。（保健福祉部）
- 新型インフルエンザ等に関する一般的な問い合わせに対しては、各窓口等において、国及び都等からの質疑応答集等に基づき、適切に対応する。（関係各部）
- 状況に応じ、本庁舎に総合相談窓口（コールセンター）の設置を検討する。

(4) 感染拡大防止

- 市民に対してマスクの着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策を勧奨する。（関係各部）
- 都と連携し、学校、保育施設、高齢者施設、その他の社会福祉施設に対し、感染予防についての情報を適切に提供し、感染予防の徹底を呼びかける。（保健福祉部、子ども家庭部、学校教育部）
- 都内発生時の対応を準備する。（関係各部）

(5) 予防接種

市は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、引き続き準備を進める。

緊急事態宣言がされている場合は、市において、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

また、特定接種に関する国及び都の施策に協力するとともに、新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる市職員に対し接種が必要な場合は、特措法第28条に基づく特定接種を実施する。

(6) 医療

都においては、専門外来において、新型インフルエンザ等の罹患が疑われる患者の受け入れを継続する。また、感染症指定医療機関は、勧告入院に対応する。

- 都相談センターと連携し、市民相談センター及び総合相談窓口（設置した場合）等において、市民からの相談に応じる。（関係各部）
- 新型インフルエンザ等に関する情報について、医療機関に隨時提供する。（保健福祉部）

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

都は、食料品・生活関連物資の価格高騰や、買占め、売惜しみなどが発生しないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼びかける。

市は、これらの都の施策に協力するとともに、高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内での発生、流行に備え準備する。

- 在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその対応を準備する。（市民部、保健福祉部）
- ごみ処理能力の維持について検討を進め、必要に応じて、市民及び事業者にごみの排出抑制を呼びかける。（環境部）
- 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（市民部）

(8) 市機能の維持

- 都内での発生に備え、業務継続の準備を進める。（関係各部）
- 状況に応じ、市対策本部の設置を検討する。なお、都対策本部が設置された場合及び政府が緊急事態宣言をした時は、速やかに市対策本部を設置する。（総務部、保健福祉部）

4 都内発生早期

<都内発生早期>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

<目的>

- 1 都（市）内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 1 新型インフルエンザ等の流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を進める。国が都を対象区域として緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2 医療体制や感染拡大防止策の周知を図る。また、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るために、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3 症状や治療に関する臨床情報について、国及び都からの情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応について、都の施策に協力する。また、医療機関等での院内感染対策の徹底について、重ねて呼びかける。
- 5 都内感染期への移行に備え、感染拡大期に対応する体制の整備を急ぐ。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) サービランス・情報収集

- 引き続き、都のサービランスに協力し、学校、保育所、社会福祉施設等における集団発生の探知の強化を図る。（保健福祉部、子ども家庭部、学校教育部）
- 国内及び都内の新型インフルエンザ等発生状況等について引き続き情報収集する。（保健福祉部・総務部）
- 学校及び幼稚園、保育施設等から引き続き発生状況の情報を収集する。（保健福祉部、企画部、子ども家庭部、学校教育部）

(2) 情報提供・共有

都知事による「発生宣言」が行われる。これを受け、感染予防策の励行を市民に呼びかける。

【市民への情報提供】

- 患者等の発生状況、感染予防策、相談体制、受診時の注意等について最新情報を提供する。また、情報の提供に当たっては、市内に居住する高齢者、障害者及び外国人等に十分配慮する。（企画部、総務部、市民部、保健福祉部）
- 引き続き、学校、学童クラブ、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。（保健福祉部、子ども家庭部、学校教育部）

【関係機関への情報提供】

- 引き続き、高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行うとともに、都内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。（保健福祉部）
- 関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生の対応及び都内感染期における協力を要請する。（関係各部）

(3) 市民相談

- 市民相談センターにおいて、都相談センターの案内や医療機関の受診に関する基本的な情報提供を行う。（保健福祉部）
- 市民に対し、都相談センター、市民相談センターの周知の徹底を図る。（保健福祉部）
- 引き続き、新型インフルエンザ等に関する一般的な問い合わせに対しては、各窓口等において、国及び都等からの質疑応答集等に基づき、適切に対応する。（関係各部）
- 市民からの様々な問い合わせに対応するため、状況に応じ、本庁舎に総合相談窓口（コールセンター）を設置する。設置した場合は、様々な媒体を活用し、その周知を徹底する。（総務部）

(4) 感染拡大防止

都においては、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の家族や同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行うが、市はこれらの施策に協力する。

- 市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の徹底と、不要不急の外出の自粛を呼びかける。（関係各部）
- 市立学校、学童クラブ及び市立保育園等においては、引き続き、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。（子ども家庭部、学校教育部）

- 市立学校、学童クラブ及び市立保育園等においては、新型インフルエンザ等の感染の疑いや罹患したと診断された園児・児童・生徒への対応について、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等の措置に協力する。
　　集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、児童、生徒、園児の健康観察を徹底するとともに、状況に応じ、臨時休業についての措置を講ずる。
　　近隣の施設で流行が確認された場合は、施設内での発生の有無にかかわらず、行事の自粛、臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。
　　また、集団発生がない場合であっても、感染拡大の恐れから、都からの要請等がなされた場合には、臨時休業についての措置を講ずる。
　　私立施設に対しても情報の提供を図り、都と連携し、必要に応じて同様の措置をとるよう、協力を呼びかける。
　　(子ども家庭部・学校教育部)
- 高齢者、障害者施設などの社会福祉施設に対しては、都と連携し、利用者及び施設職員等の感染予防策の励行を要請する。（保健福祉部）
- 事業者に対しては、都と連携し、基本的な感染予防策の徹底や時差出勤の実施について勧奨する。
　　また、新型インフルエンザ等の症状が認められた従業員の健康管理や受診の勧奨、職場における感染予防策の徹底を要請する。（関係各部）
- Aバスの利用者に対し、マスク着用の励行など適切な感染予防策を講ずるよう呼びかける。（都市整備部）
- 市の施設及び市が主催する催物において、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や休止を検討する。
　　また、こうした措置をとる場合は、施設の利用方法や催物の変更内容の周知を徹底し、一部のサービスが低下することの理解と協力を依頼する。（関係各部）
- 市の施設内で業務を行う事業者に対して、感染拡大防止策の徹底を要請する。
　　(関係各部)

(5) 予防接種

市は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、引き続き準備を進める。

緊急事態宣言がされている場合は、市において、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

また、特定接種に関する国及び都の施策に協力するとともに、市職員等の対象者に対し接種が必要な場合は、特措法第28条に基づく特定接種を継続する。

(6) 医療

- 引き続き、都相談センターと連携し、市民相談センター及び総合相談窓口（設置した場合）等において、市民からの相談に応じる。（関係各部）
- 引き続き、新型インフルエンザ等に関する情報について、医療機関に隨時提供する。（保健福祉部）

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

都は、食料品・生活関連物資の価格高騰や、買占め、売惜しみなどが発生しないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼びかける。

市は、これらの都の施策に協力するとともに、高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等について、都内での流行に備え準備する。

- 在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都内感染期に備えた対応を準備する。（市民部、保健福祉部）
- ごみ処理能力の維持について検討を進め、必要に応じて、市民及び事業者にごみの排出抑制を呼びかける。（環境部）
- 東京都が「中小企業融資制度（災害復旧資金融資等）」の取り扱いを開始した場合は、その周知に努める。（市民部）
- 行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について準備を進める。
- 立川・昭島・国立聖苑組合に対し、可能な限り火葬炉が稼働できるよう、都内感染期に備えた対応の準備を要請する。（市民部）
- 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が発生した場合に備え、遺体を一時的に安置できる施設等の確保及び運用の準備を行う。（市民部）

(8) 市機能の維持

- 新型インフルエンザ等の流行に備え、業務継続の準備を進める。（関係各部）
- 市対策本部を設置した場合は、その適切な運営を図る。（総務部、保健福祉部）

5 都内感染期

<都内感染期>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

<目的>

- 1 医療提供体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

<対策の考え方>

- 1 状況に応じた感染拡大防止策を継続する中、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- 2 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知を図る。また、引き続き、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るために、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくて医療体制への負荷を軽減する。
- 4 医療体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動ができる限り継続する。
- 6 住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

<保健医療に関する対策の細分類>

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くし、新型インフルエンザ患者の健康被害を最小限に抑えるとともに、医療をはじめとした社会システム全体の破綻を回避することである。

都においては、入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行うこととしているが、都内感染期の医療提供体制については、通常の体制で入院患者の受け入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常の院内体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3つに細分類し、記載する。

(1) サーベイランス・情報収集

都内感染期には、患者数は増加しており、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報は十分蓄積されている。このため、都においては、患者の全数検査やクラスター（集団発生）サーベイランスにおけるウイルス検査を中止し、入院患者の把握や重症者の情報を収集するサーベイランスに切り替える。

- 都のサーベイランスに協力する。（保健福祉部、子ども家庭部、学校教育部）
- 国及び都を通じて、国内及び都内の新型インフルエンザ等発生状況等について情報収集に努める。（総務部、保健福祉部）

(2) 情報提供・共有

都知事による「流行警戒宣言」が行われる。

都内での医療提供体制が一般医療提供体制に切り替わるため、医療機関への受診方法等の情報提供を行う。

また、発生状況等の最新情報、感染予防策等について、多様な広報手段を活用して情報提供するとともに、市民や事業者に不要不急の外出や催物の開催等を控えるよう呼び掛ける。

さらには、食糧・生活必需品等に関する情報など、多様な広報手段を活用して情報提供を行い、社会不安の解消及びパニック防止に努める。

【市民への情報提供】

- 都知事による「流行警戒宣言」を受け、流行の警戒を呼び掛け、感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛など、感染拡大防止策の一層の協力を呼びかける。
- 国内及び都内での発生状況や、医療機関への受診等のルールの変更など最新情報を様々な媒体を活用して提供し、風評等による混乱防止を図る。また、情報の提供に当たっては、市内に居住する高齢者、障害者及び外国人等に十分配慮する。
(企画部、総務部、市民部、保健福祉部)
- 患者等の個人情報の取扱いについては、引き続き、患者等の人権に十分配慮し、誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう十分留意する。（関係各部）
- 新型インフルエンザ等の発生により、イベントの開催や施設の利用等が変更されたものについては、適切な周知を図る。また、重要な情報の発信はできる限り複数で行い、利用者への周知の徹底を図る。

【関係機関への情報提供】

- 関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、都と連携し、職員の欠勤を想定した事業や診療の継続について、協力を要請する。（関係各部）

(3) 市民相談

都相談センターでは、専門外来の終了に伴い患者の振り分けを終了するが、保健医療に関する相談対応については継続する。

市においては、引き続き、市民相談センター、総合相談窓口等において新型インフルエンザ等に関する一般相談に対応する。なお、相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受入れ体制の整備、相談件数など、状況に応じて見直しを図る。

また、市民や事業者に対し、学校の臨時休業をはじめ、集会等の自粛、イベントや試験等の実施方法の変更や延期又は中止など、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業についての相談体制を強化する。

(4) 感染拡大防止

都においては、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止し、広く都民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

また、政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言したときは、必要に応じ、都民の不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請・指示等を行うこととしている。

市は、これらの都の措置に協力し、市民の不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の措置を講じる。

- 市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の徹底と、不要不急の外出の自粛を呼びかけるとともに、感染拡大防止又は感染による従業員の不足により、様々なサービスが平常時より低下することの理解と協力をお願いする。
なお、政府が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合は、施設の使用や催物の開催の制限が実施されることを事前に周知する。（関係各部）
- 市立学校、学童クラブ及び市立保育園等においての臨時休業の措置をとる。また、私立施設に対しても情報の提供を図り、都と連携し、必要に応じて同様の措置をとるよう要請する。（子ども家庭部、学校教育部）
- 高齢者、障害者施設などの社会福祉施設に対しては、都と連携し、必要に応じ臨時休業の措置をとるよう要請する。（保健福祉部）
- 都と連携し、事業者に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤等の感染予防策を強く勧奨するとともに、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
また、集客施設の管理や催物を主催する事業者に、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や自粛を呼び掛ける。
- 引き続き、Aバスの利用者に対し、マスク着用の励行など適切な感染予防策を講ずるよう呼びかける。（都市整備部）

(5) 予防接種

引き続き、国が必要な量のワクチンを確保し速やかに供給する中、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。緊急事態宣言が行われている場合は、市において特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種として住民接種を進める。

(6) 医療

新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の感染症診療を行う全ての医療機関で担うことになる。

このため、患者は都相談センターを介さずに、直接受診する。入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、通常の感染症診療を行う全ての医療機関が受け入れる。

なお、都は抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努め、必要に応じて行政備蓄している治療用備蓄薬を市場に放出することとしている。

<第一ステージ（通常の院内体制）>

- 新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応するとともに、かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、医療機関に対し周知する。（保健福祉部）
- 一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受入を行うよう、医療機関に対し周知する。（保健福祉部）
- 重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、市民に対し、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促すなど協力を要請する。（保健福祉部）

<第二ステージ（院内体制の強化）>

- 都は、入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入れが困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう要請することとしている。

都が要請時期を判断する一つの目安としては、インフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者報告数が週当たり1.0人を超える、また、入院患者が急激に増加している状況等が確認された段階で医療機関へ特段の措置の準備を要請し、患者報告数が週当たり10人を超える、病床がひっ迫している状態が確認された段階で特段の措置の実施を要請する。

市は、都の要請があった場合は、都と連携し、医療機関への周知を図る。

（保健福祉部）

- 都と連携し、医師会や薬剤師会に対し、あらかじめ整備している地域医療確保計画に基づき、地域の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう、協力を要請する。（保健福祉部）

<第三ステージ（緊急体制）>

- 都においては、インフルエンザサーベイランスにおいて定点医療機関当たり患者

報告数が週当たり 30 人を超えて更に上昇傾向にあり、かつ特段の措置をもってしても病床がひっ迫している状況が確認された場合、第三ステージへの移行を判断することとしている。

- 都においては、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機関へ要請することとしている。

市は、都の要請があった場合は、都と連携し、医療機関への周知を図る。

（保健福祉部）

- 引き続き、医師会、薬剤師会に対し、地区内の重症患者受入可能医療機関に対する支援について、協力要請する。（保健福祉部）

（7）市民生活及び経済活動の安定の確保

都は、食料品・生活関連物資の価格高騰や、買占め、売惜しみなどが発生しないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を要請する。

市は、これらの都の施策に協力するとともに、高齢者や障害者等の要援護者への支援やごみ処理等の事業継続に努める。

- 在宅の高齢者、障害者等の要援護者等への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応に努める。
（保健福祉部、市民部）
- 要援護者等への支援について、関係団体や地域団体、ボランティア、事業者等に協力を要請する。（市民部、保健福祉部）
- 通常のごみ処理能力の維持が困難になる事態に備え、市民や事業者にごみの排出抑制を呼びかける。（環境部）
- 事業活動に支障が生じた中小企業に対する資金計画や経営の相談対応に努めるとともに、都が実施する中小企業制度融資（災害復旧資金融資等）の周知を図る。
（市民部）
- 国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、市民の権利利益の保護に努める。（関係各部）
- 立川・昭島・国立聖苑組合に対し、可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。
（市民部）
- 火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体安置所の設置、運用を行う。
（市民部）

(8) 市機能の維持

- 各部の感染症B C P や対応マニュアルなどにより、上下水道、ごみ処理など、市民生活や経済活動を支える事業の継続に努める。（関係各部）
- 市民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、市民や関係機関と連携し、防災、防犯機能の維持を図る。（総務部、市民部）
- 市対策本部の適切な運営を図る。（総務部、保健福祉部）

6 小康期

<小康期>

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

<目的>

市民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

<対策の考え方>

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) サーベイランス・情報収集

都においては、新型インフルエンザ等の再流行及びウイルスの変異による病原性の変化等に注意しつつ、平常時に実施しているサーベイランスを継続する。

- 都のサーベイランスに協力する。（保健福祉部、子ども家庭部、学校教育部）
- 引き続き、新型インフルエンザ等に関する情報収集を継続する。
(総務部、保健福祉部)

(2) 情報提供・共有

都においては、政府対策本部廃止に伴い、知事による「終息宣言」を行い、都対策本部を廃止する。市においても、市対策本部を廃止するが、引き続き、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供し、情報提供のあり方について評価し、必要な見直しを行う。

- 流行の終息を受け、対策を「小康期」に切り替え、不要不急の外出や催物等の自粛など感染拡大防止策を解除し、市民生活及び経済活動の速やかな回復を市民や事業者に呼び掛ける。あわせて、第二波発生の可能性と、それに備えることも呼び掛ける。また、情報の提供に当たっては、市内に居住する高齢者、障害者及び外国人等に十分配慮する。
(企画部、総務部、市民部、保健福祉部)
- 事業者に対しては、事業活動の速やかな回復を呼び掛ける。（関係各部）
- 関係機関等に対し、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供する。
(関係各部)
- 第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持するとともに、第二波に備えた体制の再整備等を図る。（総務部、保健福祉部）

(3) 住民相談

状況をみながら、相談窓口の体制を縮小する。

- 状況に応じ、市民相談センター、総合相談窓口を縮小・廃止する。
(総務部、保健福祉部)
- 状況に応じ、新型インフルエンザ等に関する各窓口における対応を縮小・廃止し、健康課の一般業務の中で対応する。 (関係各部)

(4) 感染拡大防止

小康期に移行したことから、感染拡大防止策の協力要請を解除する。

- 流行の状況を踏まえ、感染拡大防止策の要請を解除する。また、流行の第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、その改善に努める。 (関係各部)

(5) 予防接種

第二波の発生に備え、未接種者に対し接種を勧奨する。 (保健福祉部)

(6) 医療

- 医療機関に対して、平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。
(保健福祉部)
- 流行の第二波に備えた医療用資器材等の使用状況確認・準備を呼び掛ける。
(保健福祉部)

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

事業者、市民に、平常時の市民生活への回復を呼び掛ける。 (関係各部)

(8) 市機能の維持

- 行政機能をできる限り速やかに回復する。 (関係各部)
- 市対策本部を廃止するとともに、その活動の評価を行い、必要に応じて対応の見直しを図る。
(総務部、保健福祉部)

資 料 編

【用語解説】

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。

人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。

(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というの、これらの亜型を指している)

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定された感染症（一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症）に、罹患した患者の入院医療を行う医療機関

(都内10医療機関(平成25年8月現在))

○ 感染症診療協力医療機関

感染症患者又は感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関（必要に応じて1～2日間程度の入院扱いを含む。）

(都内82医療機関(平成25年8月現在))

○ 基礎疾患有する者等

新型インフルエンザに罹患することで重症化するリスクが高いと考えられている者をいう。通常のインフルエンザでの経験に加え、今回の新型インフルエンザについての海外の知見により、以下のものが該当すると考えられる。妊婦、乳幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患（糖尿病等）・腎機能障害・免疫不全（ステロイド全身投与等）等を有しており治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化リスクが高いと判断される者等。

○ クラスターサーベイランス

インフルエンザ様疾患発生報告及び感染症等集団発生時報告の報告時に、集団内的一部のインフルエンザ様疾患有者のウイルス検査を実施し、集団発生ウイルスにおける型を調べるサーベイランス。このウイルス検査を伴うクラスターサーベイランスは、定点医療機関当たり患者報告数1.0人(週)を超えるまで継続する。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具(Personal Protective Equipment:PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第 15 条に基づく調査をいう。

○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 東京感染症アラート

都では、新型インフルエンザ等の疑いのある患者が都内医療機関を受診した場合、都内の保健所と協力し、24 時間体制で迅速な検査と精密な検査を組み合わせた検査を行っている。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を越えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接觸した家族内の感染が報告されている。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 濃厚接觸者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接觸した者。

(感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。)

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造。）

発 行 日	平成 27 年 12 月
編 集 ・ 発 行	昭島市保健福祉部健康課
〒196-0015	東京都昭島市昭和町4丁目7番1号
電 話	昭島市保健福祉センター「あいぽっく」 042-544-5126
F A X	042-544-7130

